令和８年６月１日発行　まつもとほうじん　毎月１回１日発行　第 617 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
6月号
第617号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



高ボッチ高原

「高ボッチ高原」（塩尻市）

長野県の中心に位置する中信高原から山梨県にまたがる八ヶ岳連峰を指定した国定公園である八ヶ岳中信高原国定公園内にある『高ボッチ高原』は、塩尻市の東側に位置し、標高は1665m です。山頂からは東に諏訪湖、条件次第では富士山を望み、西方向には穂高連峰や北アルプスが広がります。高ボッチの初夏にはレンゲツツジが咲き誇り、景色を朱く彩ると共に、6 月上旬～ 10 月上旬には乳牛が放牧され雲上の高原に牧歌的な風景が広がり、秋から冬にかけては雲海が広がるなど四季折々の美しい風景が広がります。

ちなみに「高ボッチ」という印象的な名前の由来としては諸説あるものの「だいだらボッチという巨人が腰を下ろして一休みしたところであるという伝承」「アイヌ語で巨人、巨木をぼっちということから、大きな山をあらわしている」「高いところにある“くぼち（ボッチ）”という意味から名前がついた」という３つが代表的な説として伝わっているそうです。半世紀を超えて夏の風物詩として親しまれてきた草競馬大会はその幕を下ろしましたが、昨年には新しく音楽イベントが開催されるなど新たな魅力も生まれています。

（清沢和恵編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人松本法人会
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階

経営レポート

詐欺被害による税務上の取扱い

税理士 大 塚 賢 治



2025年に警察が認知した特殊詐欺と、ＳＮＳを使った投資・ロマンス詐欺を合わせた被害額は、前年より1250億4000万円増で1.6倍の計3241億1000万円（暫定値）となり、過去最悪だった2024年を大幅に上回ったと、警察庁が2026年２月12日に発表しています。

納税者の所有する資産に損害があった場合の税務上の取扱いに雑損控除があります。では、詐欺被害による損失は、雑損控除の対象になるのでしょうか。雑損控除の取扱いを見てまいります。

１．雑損控除の概要

災害または盗難もしくは横領によって､下記の｢雑損控除の対象になる資産の要件」にあてはまる資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

㈱　雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

２．雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

⑴　資産の所有者が次のいずれかであること。

納税者または、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が58万円以下の方

⑵　棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

㈱　「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で保有する不動産（平成26年４月１日以後は同じ目的で保有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権など）も含まれます。）や貴金属（製品）や書画、骨董など１個または１組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいいます。

３．損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

⑴　震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害

⑵　火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

⑶　害虫などの生物による異常な災害

⑷　盗難

⑸　横領

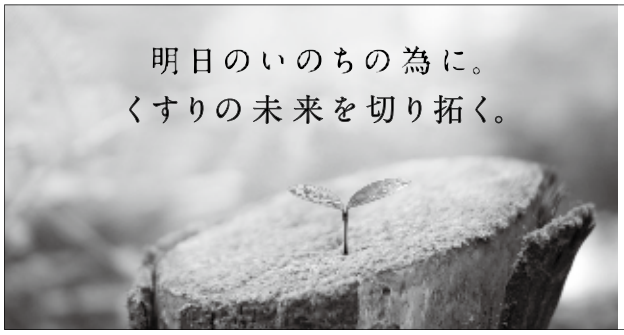
４．詐欺や恐喝の場合の雑損控除の適用

雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失が対象となります。従って「詐欺」による損失は雑損控除の対象とならず、税務上の救済措置はありません。

国税庁「詐欺による損失」及び「災害や盗難などで資産に損害を受けたとき」より抜粋

大塚会計事務所
〒399-0014 松本市平田東 1-25-11
TEL・FAX0263-85-7330

どこでも申告・納税　イータックス (https://www.e-tax.nta.go.jp)



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑9〕源泉所得税関係

原稿料や講演料を支払ったとき

Q. 原稿料や講演料を支払ったときの報酬や料金の源泉所得税ついて教えてください。

A. 居住者である作家に原稿料を支払うときや大学教授などに講演料を支払うときは、報酬・料金等として所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれるもの、含まれないもの

１．謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払をする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。

２．旅費や宿泊費などの支払も原則的には報酬・料金等に含まれます。しかし､通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

３．懸賞応募作品などの入選者に対する賞金や新聞、雑誌などの投稿欄への投稿の謝金などは、原則として原稿料に含まれますが、一人に対して支払う賞金や謝金の金額が、１回 50,000 円以下であれば、源泉徴収をしなくてもよいことになっています。

４．原稿料には、試験問題の出題料や答案の採点料などは含まれません。

５．報酬・料金等の額の中に消費税および地方消費税の額（以下､「消費税等の額」といいます。）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません㊟。

㊟　消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始後も、上記の取扱いは変更ありません。

源泉徴収した所得税および復興特別所得税の納付

原稿料や講演料などから源泉徴収した所得税および復興特別所得税の額は、支払った月の翌月10日までに e-Tax を利用して納付するか又は「報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書)」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。

㊟　納期の特例の対象とはなりません。

計算方法・計算式

源泉徴収の方法

源泉徴収すべき所得税額および復興特別所得税の額は支払金額（源泉徴収の対象となる金額）により次のようになります。

支払金額(＝A)	税　額
100 万円以下	A×10.21％
100 万円超	(A-100 万円)×20.42％＋102,100円

㊟　求めた税額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

具体例

＜150万円の原稿料を支払う場合＞

(150万円－100万円)×20.42％＋102,100円
＝ 204,200円

源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の額は204,200円になります。

根拠法令等

所法204、205、216、220、所規80、所基通204-２、204-４、204-６、204-10、
平元直法６-１、復興財確法８、９、10、28、31

税制委員会:甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿)
(監修：関東信越税理士会　松本支部)



皆さん こんにちは♪

有限会社　明金堂書店
安曇野市明科
代表取締役　**犬飼　繁 氏**

『本のこと、何でもご相談ください』

JR 明科駅から徒歩５分程、安曇野市明科支所のほど近くに、明科地区唯一の書店である明金堂書店さんがございます。創業は明治38年と伝わりますが、創業時は書籍販売業ではなく、かつて近隣に存在した炭鉱で採掘された石炭などを運ぶ運送業を主な事業とされていたそうです。その後現在の書店となり、長年にわたり地域の本の文化を支えてきました。



今回お話を伺った犬飼さんは６代目の社長で、店舗での書籍・文房具販売とともに、安曇野市や生坂村の学校、図書館、役所などへの書籍等の販売配達をされています。「本のこと、何でもご相談ください。」と優しい笑顔でお話される犬飼さん。実際にお客様から「書籍名はわからないけど、こんな感じの本ある？」というような相談を受けることもあるそうですが、ご自身の知識とネットワークを用いて最大限調査し、お客様の希望に応えられた時は嬉しいそうです。長年地域の皆さんに支えていただいてきたので、犬飼さんも「地域のために、出来ることは頑張る」という気持ちで消防や商工会活動、街づくりの取り組みに尽力されてきたそうです。スマホ等で必要な情報が得られる現在ですが、人生をより豊かにする力が本にはあると思います。そんな本の文化を支える犬飼さんのこれから一層のご活躍を祈念しております。

（平林和樹編集委員）



頑張ってます!!

『Face To Face で頑張ります！』

松本信用金庫広丘支店
塩尻市広丘原新田
伊藤　隆清 さん

松本信用金庫広丘支店で渉外担当としてご活躍されている伊藤隆清さんをご紹介いたします。松本市出身の伊藤さんは「生まれ育った地域の発展に貢献したい！」という想いを抱き入庫され、現在６年目を迎えました。渉外担当として法人、個人のお客様を訪問し、ご要望やお悩みに対応されている伊藤さん。「“ 何かあったら、まずはあの人に相談してみよう ” と、真っ先に頭に浮かべていただける存在」を目指し、お客様に信頼していただけるようリクエストや期待に一つ一つ丁寧に、迅速に対応するよう心掛けています。

インターネットや AI の技術が発展し、金融業界もこれまでと違い「来店不要。お手続きはスマホで。」といったサービスも普及してきているそうですが、伊藤さんは「もちろんそういった新しいサービスを求められるお客様にも満足いただけるよう努力します。ただ一方でこれまで同様、顔と顔をあわせ、人と人とのやり取りを大切にされている方も大勢いますので、そうした方たちのご希望・ご期待に応えられるよう “Face To Face” で頑張りたいです！」と語ってくださいました。食べることが大好きという伊藤さん。お休みの日には料理をしたり、ラーメンの食べ歩きを楽しんでいるそうです。

（清沢和恵編集委員）

令和８年度

税務職員募集のお知らせ
（採用試験募集要綱）

■概　要

国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

１．令和８年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び令和９年３月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者

２．人事院が１に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度　高等学校卒業程度

■申込方法等

インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

人事院〈インターネット申込〉

○受付期間

令和８年６月12日㈮　午前９時～6月24日㈬

〔受信有効〕

【インターネット申込みができない環境の場合】

○問合せ先　希望する第１次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

■試験日

第１次試験日　令和８年９月６日㈰

第２次試験日　令和８年10月14日㈬～10月23日㈮までの間の第１次試験合格通知書で指定する日

■合格者発表日

第１次試験合格者　令和８年10月８日㈭

最 終 合 格 者　令和８年11月17日㈫

■問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課　TEL：03-3581-1554

午前９時～午後５時

（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL:048-600-3111 内線 2097

午前９時～午後５時

（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

国税庁〈税務職員採用試験〉

人事院〈採用情報 NAVI〉

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

先月号の広報誌でもご案内の通り、今年も５月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。



依然として厳しい経済環境が続いていますが、活発な法人会活動をこれからも続けていけますよう、皆様からのご協力をお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。

※詳しくは先月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

ご協力よろしくお願い申し上げます。

青年部コーナー

―第51回通常総会開催報告―


川出青年部長


講師の和田賢司氏

４月28日、青年部第51回通常総会が開催されました（会場：アルピコプラザホテル）。総会では前年度事業・収支決算報告、新年度事業・予算計画案といった議案が提出され、全て無事承認されました。総会後には諏訪法人会青年部長和田賢司氏に「最新の AI 事情と明日から使える生成 AI をご紹介」というテーマでご講演いただき、私たちの仕事や暮らしに大きな影響を与えている生成 AI に関する知識を深めることができました。

女性部コーナー

―第47回通常総会開催報告―


渡辺女性部長



菅原統括官による研修会

４月23日、女性部第47回通常総会がアルピコプラザホテルにて開催され、予定された議事（前年度事業・収支決算報告、新年度事業・予算計画案）が無事承認されました。総会に先立ち松本税務署法人課税第一部門 菅原統括官さんを講師に『消費税不正還付の実態』というテーマでお話を伺い、税務署の仕事に関する知識を深めることができました。総会後には祝賀会も華やかに執り行われ、無事新年度事業がスタートいたしました。

青年部・女性部　部員大募集中！！

松本法人会には青年部と女性部が組織され、税務はもちろん企業経営に役立つ各種研修会や親睦事業、租税教育活動や社会貢献事業をそれぞれ精力的に展開しています。

あなたも青年部・女性部活動に参加し、スキルアップを図るとともに異なる業種や地域の仲間と出会える機会を探してみませんか！

お問い合わせは事務局まで（電話：0263-35-8080）

松本法人会 クールビズ運動実施

当会では地球温暖化対策の一環として環境省の推進するクールビズ運動を、本年も下記要領にて実施致します。

期　　間　６月１日～９月 30 日まで

対象行事　当会全行事（各種会議・研修会等）
　　日常業務
対　　象　当会役職員及び会員
内　　容　①室温 28℃管理に努める。
　　②涼しく効率的に働くことができる服装（ノーネクタイ等）。但し、強制するものではない。

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！
～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も２時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。**すでにお送りしておりますご案内では申込期限を迎えておりますが、日程によってはまだお申込みいただけますのでご希望の方は事務局までお問合わせ下さいますようお願いいたします。**

①【基本コース】基本的な検査項目を網羅
②【ドック健診コース】基本コースに「腫瘍マーカー検査」「超音波（エコー）検査」を追加
③【プレミアドックコース】ドック健診コースに「尿沈渣」「眼圧（緑内障検査）」「血液検査の血液像」「血清鉄」「シフラ（肺がん腫瘍マーカー）」を追加

上記３つのコースに加え充実のオプション検査も用意しております。いずれのコースも『全国健康保険協会（協会けんぽ）』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます（**こちらは35 歳～ 74 歳までの被保険者ご本人に限り、おひとり様、年に１度の補助**となります）。

日程

令和８年７月６日㈪
７月７日㈫
７月13日㈪
７月14日㈫
７月15日㈬
７月21日㈫
７月22日㈬
７月23日㈭

受付時間 各日とも
午前 8:00～ 午前 8:30～
午前 9:00～ 午前 9:30～
午前10:00～ 午前10:30～

会場

南松ホール（旧 林友ホール）松本市双葉 18-22

費用 ※費用はすべて消費税込価格です。

①〔基本コース〕	
Ａ：通常受診	17,500円
Ｃ：協会けんぽ扱い	5,831円
②〔ドック健診コース〕	
Ｂ：通常受診	27,500円
Ｄ：協会けんぽ扱い	14,331円
③ 【プレミアドッグコース】	
Ｅ：通常受診	31,500円
Ｆ：協会けんぽ扱い	18,331円

☆その他各種オプション検査（別料金）もございます。

オプション①　肝炎ウイルス検査	4,000円
オプション②　アミノインデックス（AICS）検査	23,000円
オプション③　ロックスインデックス（LOX-index ※脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査）	12,500円
オプション④　頸動脈超音波検査	6,600円
オプション⑤　腸内フローラ検査	16,500円
オプション⑥　View アレルギー39検査	13,000円
オプション⑦　甲状腺検査	4,400円
オプション⑧　前立腺腫瘍マーカー（PSA）※男性	1,700円
オプション⑨　乳房超音波検査※女性	2,500円
オプション⑩　下腹部超音波検査※女性	3,000円
オプション⑪　卵巣がんマーカー（CA125）※女性	2,000円
オプション⑫　乳がんマーカー（CA15-3）※女性	1,500円
オプション⑬　子宮がんマーカー（SCC）※女性	1,600円
オプション⑭　肺がんマーカー検査（CYFRA）	3,300円
オプション⑮　NT-proBNP（心不全リスク検査）	2,750円
オプション⑯　すい臓がん検査（APOA2）	4,400円

ご希望の方は事務局までご連絡ください。
（電話：0263-35-8080）

備考 ⑴　検査は **（一財）全日本労働福祉協会** が行います。
⑵　検査結果につきましては概ね３週間で通知いたします。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
https://www.sanrinkk.co.jp/

６月の予定

１日広報委員会編集会議　２日川手部会総会・税務研修会　３日税制委グループ会議、松本Ａブロック税務研修会　４日塩尻部会税務研修会・総会　５日租税教室（筑摩小学校）　８日松本Ｂブロック税務研修会、租税教室（桔梗小学校）、青年部第三・七委員会幹事会　９日豊科部会総会・税務研修会　10日穂高部会税務研修会・総会　11日新設法人説明会　15日県連総会　16日松本Ｃブロック税務研修会　17日租税教室（二子小学校）　18日松本Ｄブロック税務研修会　20日会員親睦ゴルフ大会　23日女性部６月例会　24日決算説明会　25日松本Ｅブロック研修会、青年部６月例会　26日総務委員会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税／５月決算法人対象）

６月24日㈬　午後２時より
松本市駅前会館「大会議室」

旧松本市内の会員の皆様へ
令和８年度年会費口座振替に関するお知らせ

令和８年度の年会費を、口座振替で納入いただいている旧松本市内の会員各位には、個別にご通知のとおり、６月12日㈮にご指定の口座から引落しをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地区トピックス

『リニューアルされたやまなみ荘』（生坂村）



生坂村にある村営入浴宿泊施設のやまなみ荘が今年３月にリニューアルされました。食堂や脱衣所が新しくなると共に、施設全体の照明をLEDに更新。さらに村が進める脱炭素への取り組みの一環として木質バイオマスチップボイラーの引き込み工事が完成しました。環境にやさしく、人々の憩いの場として充実した、新しいやまなみ荘に是非お越しください。

（平林和樹編集委員）

川柳コーナー

さあ来たぞ
４年に１度の
夢舞台

どうなるの
いらん攻撃
みな困り

父の日も
真面目に悩め
愛娘

新米

あとがき

インターネットの普及もあり10数年前には考えられないほど情報技術が進み、スマホなども劇的に進化したことで様々な情報を誰でも簡単に得られる様になりました。また、インスタグラムやＴｉｋＴｏｋ、ＬＩＮＥ等のＳＮＳやｚｏｏｍ等の情報発信・共有技術もめまぐるしいスピードでの進歩を遂げています。それに加えて近年はチャットＧＰＴやＧｏｏｇｌｅジェミニなどＡＩ人工知能の普及が私たちの仕事や生活に影響を与えはじめています。これらの技術を使えば調べ物や文章作成はお手の物。昔のように本や地図に頼ることはなく、スマホ一つで何でもできる世の中になってきています。

でも、「だからこそ活字や書物を大切にしたい！」という気持ちが私の中で大きくなりました。最近は本を読み、手紙を書き、沢山の人達と実際に会って交流、会話を大切にしています！古き良きものを知り、これから変わりゆく世の中に取り入れ笑顔で前向きに生きていきたいと思う今日この頃です。（平林）

（本号編集委員：清沢和恵　平林和樹）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社